

1 同盟の日本大衆黨支部の方針を明かにしたる指令を改訂部にて作
利通達すること

五 青年部確立の件

1 組合及支部の青年部を即州確立せしめること
2 全国労働青年同盟支部の方針を明かにしたる指令を青年部にて作
製の上執行委員会にて再協議すること

六 労働立法獲得運動の件

1 労働法制定中に運動を起すため労働法制委員会を即州召集して改
正案を決定せしめること
2 労働法制定に際して在健康保険改正案を署名請願運動に
は包含せしめること
3 同盟としてはこの運動を署名請願運動として労働立法評議会に協議
せしめんと協力すること

七 労働者に対する社会党加力自由獲得運動の件

1 各支部社会党に託ける労働者の立候補促進の事業を調査すること
2 声明書を発表すると共に日本大衆黨に提議して全野的斗争を提議
すること

3 其の他は過労改訂部一任

八 深夜業禁止対策の件

1 深夜業禁止対策の件
2 労働法制定に際しては健康保険改正案を署名請願運動に
は包含せしめること

九 北都労働組合の賛同状に因する件

1 文書を以て回答すること、し懸望は柳橋上条勲川一任とす
2 支那労働運動視察代表派遣の件

1 支那労働階級の親善並に支那に於ける労働運動の事情視察のため
今村善雄園文之の両氏を派遣すること

十 藤田狂二一派の「清上院」運動に因する件

1 この問題は日本大衆黨のみならず一般組合員層に攪乱を及ぼす
ものなるを以て即時解決する事に違本部は違言すること

昭和四年二月五日

日本労働組合同盟本部